

第4章 景観形成の目標・方針（法第8条第3項関連）

景観特性及び景観形成の課題を踏まえ、「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」（法第8条第3項）等について、以下のとおり定めます。

変更前 1 景観形成の目標

「倉庫のまち」といわれたかつてのイメージから、確実にまちの景観が変化しつつあります。

荒川、戸田ボートコース等の昔からの地域資源に加え、彩湖・道満グリーンパーク等の市内の緑豊かな公園、桜並木等の都市整備が進む中で創出された水や緑、オープンスペース等も、市民に親しまれつつあります。

「おしゃれな風景を増やしていきたい」という思いで進めてきた景観形成の取組が少しずつ根付きつつありますが、これをつなげてまち並みへと広げていくための取組は、これからも継続していかねばなりません。

そこで、長期的視点から、今ある豊かな景観資源をいかし、改善すべき点を改善し、そして市民とともに、心から愛せる魅力的なまちをつくるため、景観形成の目標を以下のとおり定めます。

「四季を彩るおしゃれな風景づくり」
～花と森と庭園のまちをめざして～



変更後 1 景観形成の目標

本市では、これまで景観形成の目標として「四季を彩るおしゃれな風景づくり～花と森と庭園のまちをめざして～」を掲げ、景観形成の取組を進めてきました。

まちを見渡すと、地域特性に応じて、住宅地ではうるおいと安らぎ、駅前や商業地ではにぎわい、工業地では活力が感じられます。

また、荒川、戸田ボートコース及び彩湖・道満グリーンパーク等の水辺や緑豊かなオープンスペース等では、四季折々の風景が楽しめるとともに、多様な利活用がなされ、活気が生まれてきております。

これらの「地域の人々が暮らし、働く、身近な景観」と「訪れる人々の心に残る景観」は、市民共通の資産として、長い時間をかけてつくり、守り、育まれてきたものです。

そこで、今後も、この地で暮らし、働く人々が愛着と誇りを持ち、訪れる人々が魅力を感じるまちを目指して、まち、人が生み出す活気や季節がもたらす彩りを感じる景観づくりを進め、次世代に引き継ぐため、景観形成の目標を次のとおり定めます。

この目標を基に、市民、事業者及び市が協力して、景観の質的向上を図っていきます。

「季節とまちの息吹を感じる景観づくり」
～「住んでよし、働いてよし、訪れてよし」のまちを目指して～